

至誠館大学慶弔・見舞金取扱要項

(目的)

第1条 この要項は、至誠館大学に勤務する専任の職員に、慶事、弔事及び見舞いを必要とするときの慶祝金、弔慰金及び見舞金に関する取扱を定めるものとする。

(慶祝金)

第2条 慶祝金は、次の各号により贈呈する。

| 区 分                                | 金 額 等      | 備 考                    |
|------------------------------------|------------|------------------------|
| (1) 就業規則第31条の規定により表彰を受けたとき         | 理事長の決定する金額 | 表彰の方法は、就業規則第32条の規定による。 |
| (2) 職員が結婚したとき                      | 20,000円    |                        |
| (3) 職員またはその配偶者が出産したとき              | 10,000円    |                        |
| (4) 外部団体の表彰を受けたとき<br>その他特に必要と認める場合 | 理事長の決定する金額 |                        |

(弔慰金及び御供)

第3条 弔慰金は、次の各号により贈呈する。

- |                         |                       |
|-------------------------|-----------------------|
| (1) 職員が死亡したとき           | 弔慰金20,000円、弔電1通及び生花1対 |
| (2) 配偶者が死亡したとき          | 弔慰金10,000円、弔電1通及び生花1対 |
| (3) 一親等血族が死亡したとき        | 弔慰金10,000円、弔電1通及び生花1対 |
| (4) 配偶者の一親等尊属が死亡したとき    | 弔慰金10,000円            |
| (5) 同居する三親等以内の親族が死亡したとき | 弔慰金10,000円            |

(見舞金)

第4条 見舞金は、次の各号により贈呈する。

- |                     |         |
|---------------------|---------|
| (1) 2週間以上の就床または入院加療 | 10,000円 |
|---------------------|---------|

2 職員の同居・非同居一親等血族の重病に関し、特別な事情がある場合は、理事長の決するところにより見舞金を贈呈することができる。

(職員以外の慶弔)

第5条 非常勤職員および旧職員にかかる慶弔の表意は、原則として電報によることとする。

2 本法人に特に功労のあった者が重病あるいは死亡の場合には、理事長の決するところにより特別の見舞または弔慰を行うことができる。

(特別詮議)

第6条 前各条について、特別の事情のある場合は、理事長の指示を受けて措置するものとする。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

|    |       |    |    |         |
|----|-------|----|----|---------|
| 制定 | 平成11年 | 4月 | 1日 | (制定)    |
| 改正 | 平成20年 | 4月 | 1日 | (第1回改正) |
|    | 平成21年 | 4月 | 1日 | (第2回改正) |
|    | 平成26年 | 4月 | 1日 | (第3回改正) |
|    | 平成31年 | 4月 | 1日 | (第4回改正) |

学校法人菅原学園役員等 慶弔・見舞金申し合わせ

(目的)

第1条 この申し合わせは、学校法人菅原学園の役員等に、慶事、弔事及び見舞いを必要とするときの慶祝金、弔慰金及び見舞金に関する取扱を定めるものとする。

(慶祝金)

第2条 慶祝金は、次の各号により贈呈する。

| 区 分                                | 金 額 等          | 備 考 |
|------------------------------------|----------------|-----|
| (1) 役員が結婚したとき                      | 20,000円        |     |
| (2) 役員またはその配偶者が出産したとき              | 10,000円        |     |
| (3) 外部団体の表彰を受けたとき<br>その他特に必要と認める場合 | 理事長の決定する<br>金額 |     |

(弔慰金及び御供)

第3条 弔慰金は、次の各号により贈呈する。

- (1) 理事長が死亡したとき 弔慰金50,000円、弔電1通及び生花1対
- (2) 副理事長が死亡したとき 弔慰金30,000円、弔電1通及び生花1対
- (3) 理事、評議員が死亡したとき 弔慰金20,000円、弔電1通及び生花1対

(見舞金)

第4条 見舞金は、次の各号により贈呈する。

- (1) 2週間以上の就床または入院加療 10,000円

(役員以外の慶弔)

第5条 旧役員にかかる慶弔の表意は、原則として電報によることとする。

- 2 本法人に特に功労のあった者が重病あるいは死亡の場合には、理事長の決するところにより特別の見舞または弔慰を行うことができる。

(特別詮議)

第6条 前各条について、特別の事情のある場合は、理事長の指示を受けて措置するものとする。

平成30年2月1日 作成 事務局長